

補助金調書

補助金名	空き家活用補助金			担当課 (連絡先)	住宅都市局地域まちづくり推進部 地域計画課(TEL092-711-4392)
交付先	<input type="checkbox"/> 個人	空き家所有者等		区分	その他の補助金
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期	4-12月(時期は年により変動する)		
(公募の場合) 応募要件	<p>〈補助対象者〉 以下いずれかの要件に該当する者 ①市外転入者又は世帯分離による市内移動者が空き家を取得し、自己居住用の住宅として改修する者 ②市外転入者又は世帯分離による市内移動者を対象とし、賃貸住宅として改修する者 ③所有者の承諾を得て、自己居住用として改修する賃借人(市外転入者又は世帯分離による市内移動者)</p> <p>〈補助対象物件〉 ○市街化調整区域内の1年間以上利用されていない空き家 ○改修後、住宅の用途として10年間以上活用すること等</p>				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	令和4	年度	経過年数	3	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>空き家の有効活用及び管理不全空家の発生を未然に防止するとともに、市街化調整区域における定住化を促進し、地域の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>【補助対象事業】 市街化調整区域における空き家を地域活性化に資する施設等として活用するために行う改修等 ①内外装の改修にかかる経費で華美でないもの ②改修事業のために必要な設計費等 ③家財道具等の撤去処分及び屋内外の清掃</p>				
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	0	回
終期を延長する理由					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定率	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ①内外装の改修にかかる経費で華美でないもの ②改修事業のために必要な設計費等 ③家財道具等の撤去処分及び屋内外の清掃 ①②③の合計額の1/2、上限額:100万円 (ただし③は全体額の1/5以内)</p>			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	1 件	- 件	
	3,000 千円	1,000 千円	1,000 千円	- 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	○東区志賀島における空き家の改修に係る補助金1,000千円を助成 (活動内容)台所、浴室、洗面所などの内装改修工事費				
補助金交付 による効果	市街化調整区域内で空き家となっている既存建物の改修費及び家財道具の搬出処分費等の負担を軽減することで、空き家の有効活用を促進している。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。